

鹿沼市文化活動交流館条例の一部改正について

次のように改める。

令和3年9月1日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市文化活動交流館条例の一部を改正する条例

鹿沼市文化活動交流館条例（平成14年鹿沼市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「又は附属設備」を削る。

第10条第1項中「附属設備以外の」を削る。

第15条中「及び附属設備」を削る。

別表第1第1項の表石蔵（創作工房室）の項を削り、同表第2項を削り、同表第1項の項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。